

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 3 日以内に雇用契約が終了した場合 95%
- (2) 入社後 7 日以内に雇用契約が終了した場合 90%
- (3) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (4) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- (5) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人者側の都合による解雇等、明らかに求人者の責である場合は、返還金の対象外となります。

雇用契約締結日を起算日とし、起算日を含む 3 日間を入社後 3 日以内と定義します。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。